



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年6月3日金曜日 第2778号

## ◇ 目 次 ◇

救急病院の協力申出.....	(医療対策課) ...	468
指定自立支援医療機関の指定.....	(健康増進課) ...	468
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧(2件).....	(農地整備課) ...	469
保安林予定森林.....	(森林整備課) ...	469
土地改良区役員の就退任の届出(7件).....	(東予地方局農村整備課) ...	469
土地改良事業の計画の変更の認可(2件).....	( " ) ...	471
土地改良事業の廃止の認可.....	( " ) ...	471
土地改良区役員の就退任の届出(3件).....	(中予地方局農村整備第一課) ...	471
土地改良区連合役員の就退任の届出.....	( " ) ...	472
土地改良区役員の住所の変更の届出.....	( " ) ...	473
土地改良区の定款変更の認可.....	( " ) ...	473
道路の供用開始(県道佐田岬三崎線).....	(南予地方局八幡浜土木事務所) ...	473
落札者等の告示.....	(警察本部会計課) ...	473

## 公 告

公文書の公開の実施状況.....	(広報広聴課) ...	473
個人情報の開示等の実施状況.....	( " ) ...	474
争議行為の通知の公表.....	(労政雇用課) ...	475
漁業取締船「せとかぜ」の中間検査に係る機関修繕用務の委託.....	(水産課) ...	475
指紋情報管理システム一式の借入れ.....	(警察本部会計課) ...	476

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第673号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。  
平成28年6月3日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
長谷川病院	四国中央市金生町下分1249番地1	医療法人明生会	平成31年5月31日まで

### ○愛媛県告示第674号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。  
平成28年6月3日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
テイクどいだ薬局	松山市土居田町310番地7	有限会社テイク・ディスペンサリー	精神通院医療（薬局）	平成28年5月1日
ハッピー薬局空港通店	松山市空港通四丁目7番2号空港通4丁目ビル1階	株式会社ハッピーファーマシー	精神通院医療（薬局）	平成28年5月1日
イオン薬局イオンスタイル今治新都市	今治市にぎわい広場1番地1	イオンリテール株式会社	精神通院医療（薬局）	平成28年5月1日
こうのみ薬局木屋町店	松山市木屋町三丁目11番地4	有限会社こうのみ薬局	精神通院医療（薬局）	平成28年5月1日

○愛媛県告示第675号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、松山市平田町地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成28年 6 月 3 日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ため池等整備事業・王神地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成28年 6 月 6 日から 7 月 1 日まで
- 3 縦覧場所  
松山市役所本庁

○愛媛県告示第676号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、伊予市尾崎地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成28年 6 月 3 日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ため池等整備事業・尾崎地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成28年 6 月 6 日から 7 月 1 日まで
- 3 縦覧場所  
伊予市役所本庁

○愛媛県告示第677号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年 6 月 3 日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所  
今治市玉川町木地字竹ヵ成己306、己816の2、字篠ヵ成己308、龍岡上字高橋谷丁445の4
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第678号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市岸之下土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成28年 6 月 3 日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	守 谷 稔	新居浜市萩生964 - 2

○愛媛県告示第679号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市高柳土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 6 月 3 日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	神 野 和 史	新居浜市庄内町三丁目3番18号
"	伊 東 弘 二	新居浜市新須賀町二丁目3番29号
"	近 藤 美喜男	新居浜市下泉町一丁目3番14号
"	秦 博 昭	新居浜市庄内町二丁目2番51号
"	川 端 武 訓	新居浜市新須賀町二丁目6番44号
"	相 原 悦 滋	新居浜市坂井町三丁目11番37号
"	矢 野 一 臣	新居浜市庄内町一丁目6番6号
"	田 村 浩 志	新居浜市田所町3番24号
"	高 橋 恭 治	新居浜市下泉町一丁目1番49号
"	神 野 師 算	新居浜市庄内町六丁目10番64号
"	藤 田 浩	新居浜市庄内町三丁目5番3号
監 事	岡 田 宗 樹	新居浜市新須賀町二丁目4番18号
"	山 下 計 三	新居浜市庄内町三丁目11番19号
"	高 橋 豊	新居浜市下泉町二丁目2番55号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	神 野 和 史	新居浜市庄内町三丁目3番18号
"	高 津 善 記	新居浜市星原町1丁目7号
"	川 端 武 訓	新居浜市新須賀町二丁目6番44号
"	秦 博 昭	新居浜市庄内町二丁目2番51号
"	伊 東 弘 二	新居浜市新須賀町二丁目3番29号
"	矢 野 一 臣	新居浜市庄内町一丁目6番6号
"	高 橋 辰 則	新居浜市下泉町一丁目7番39号
"	神 野 師 算	新居浜市庄内町六丁目10番64号
"	藤 田 浩	新居浜市庄内町三丁目5番3号
監 事	村 尾 浩 一	新居浜市新須賀町二丁目8番16号
"	本 藤 功	新居浜市庄内町三丁目7番4号
"	神 野 芳 彰	新居浜市下泉町一丁目9番48号

○愛媛県告示第680号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市庄内土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年6月3日

愛媛県東予地方局長 菅 豊正

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	神野和史	新居浜市庄内町三丁目3番18号
"	矢野一臣	新居浜市庄内町一丁目6番6号
"	秦博昭	新居浜市庄内町二丁目2番51号
"	神野師算	新居浜市庄内町六丁目10番64号
"	藤田浩	新居浜市庄内町三丁目5番3号
"	山下隆久	新居浜市庄内町六丁目7番35号
"	近藤光範	新居浜市八雲町14番24号
"	村上秀樹	新居浜市庄内町一丁目11番16号
"	矢野孝雄	新居浜市久保田町三丁目8番7号サ-バ又久保田南701号
監事	山下計三	新居浜市庄内町三丁目11番19号
"	加藤秀誉	新居浜市庄内町五丁目9番30号
"	神野和幸	新居浜市城下町3番16号

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	神野和史	新居浜市庄内町三丁目3番18号
"	矢野一臣	新居浜市庄内町一丁目6番6号
"	秦博昭	新居浜市庄内町二丁目2番51号
"	神野師算	新居浜市庄内町六丁目10番64号
"	藤田浩	新居浜市庄内町三丁目5番3号
"	山下隆久	新居浜市庄内町六丁目7番35号
"	村上栄	新居浜市庄内町二丁目2番77号
"	塩見正安	新居浜市城下町1番45号
"	村上秀樹	新居浜市庄内町一丁目11番16号
監事	本藤功	新居浜市庄内町三丁目7番4号
"	加藤秀誉	新居浜市庄内町五丁目9番30号
"	山下計三	新居浜市庄内町三丁目11番19号

○愛媛県告示第681号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市垣生土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年6月3日

愛媛県東予地方局長 菅 豊正

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	藤田幸正	新居浜市垣生6丁目13番11号
"	岡部正明	新居浜市垣生4丁目4番8号
"	佐々木作	新居浜市垣生5丁目7番7号
"	三浦康司	新居浜市垣生4丁目1番43号
"	伊藤智夫	新居浜市垣生1丁目8番6号

"	三浦為司	新居浜市垣生3丁目6番5号
"	加藤宏司	新居浜市宇高町5丁目15番24号
"	岡良幸	新居浜市八幡3丁目10番38号
"	園部一	新居浜市田の上4丁目12番10号
監事	佐々木俊孝	新居浜市垣生3丁目4番37号
"	佐々木伸二	新居浜市八幡3丁目4番43号

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	藤田幸正	新居浜市垣生6丁目13番11号
"	岡部正明	新居浜市垣生4丁目4番8号
"	佐々木作	新居浜市垣生5丁目7番7号
"	三浦康司	新居浜市垣生4丁目1番43号
"	伊藤智夫	新居浜市垣生1丁目8番6号
"	三浦為司	新居浜市垣生3丁目6番5号
"	加藤宏司	新居浜市宇高町5丁目15番24号
"	岡良幸	新居浜市八幡3丁目10番38号
"	伊藤方正	新居浜市垣生2丁目6番47号
監事	印南光哉	新居浜市垣生1丁目14番9号
"	佐々木俊孝	新居浜市垣生3丁目4番37号

○愛媛県告示第682号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市萩生土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年6月3日

愛媛県東予地方局長 菅 豊正

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	福田満壽夫	新居浜市萩生491番地
"	土岐博章	新居浜市萩生272番地 - 2
"	飯尾博光	新居浜市萩生713番地 - 2
"	鴨田順一	新居浜市萩生752番地
"	大角義貞	新居浜市萩生358番地 - 5
"	菅裕二	新居浜市萩生632番地 - 13
"	秋山晃徳	新居浜市萩生793番地
"	渡辺芳広	新居浜市萩生511番地
"	守谷力夫	新居浜市萩生495番地
"	守谷健治	新居浜市萩生582番地 - 1
監事	桑山尚久	新居浜市萩生641番地 - 1
"	土岐若水	新居浜市萩生250番地 - 1
"	守谷正吾	新居浜市萩生472番地 - 2

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	福田満壽夫	新居浜市萩生491番地
"	土岐博章	新居浜市萩生272番地 - 2
"	飯尾博光	新居浜市萩生713番地 - 2
"	鴨田順一	新居浜市萩生752番地
"	藤田平夫	新居浜市萩生948番地

"	土 岐 博	新居浜市萩生302番地 - 1
"	土 岐 洋 次	新居浜市萩生249番地 - 3
"	渡 辺 彰	新居浜市萩生453番地 - 2
"	守 谷 力 夫	新居浜市萩生495番地
"	松 本 伸 造	新居浜市萩生819番地 - 1
監 事	鴨 田 通	新居浜市萩生666番地
"	土 岐 和 美	新居浜市萩生295番地 - 2
"	守 谷 肇	新居浜市萩生470番地 - 1

"	川 上 敏 数	西条市船屋甲62 - 3
"	川 上 弘	西条市船屋甲519 - 3
"	遊 口 誠 二	西条市船屋甲521
"	遊 口 登志男	西条市船屋甲358 - 2
監 事	浅 木 良 雄	西条市船屋甲376
"	築 山 貞 雄	西条市船屋甲649 - 3
"	坪 井 正 実	西条市船屋甲620 - 1

○愛媛県告示第683号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市周布土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 6 月 3 日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	山 内 邦 敏	西条市北条589番地
"	頼 木 博	西条市三津屋11番16

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	一 色 恒 男	西条市三津屋406番地

○愛媛県告示第684号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市船屋土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 6 月 3 日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	遊 口 実	西条市船屋甲610 - 3
"	坪 井 貞	西条市船屋甲549
"	川 上 敏 数	西条市船屋甲62 - 3
"	川 上 弘	西条市船屋甲519 - 3
"	遊 口 誠 二	西条市船屋甲521
"	遊 口 登志男	西条市船屋甲358 - 2
監 事	浅 木 良 雄	西条市船屋甲376
"	坪 井 正 実	西条市船屋甲620 - 1
"	近 藤 敏 弘	西条市船屋甲630 - 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	遊 口 実	西条市船屋甲610 - 3
"	坪 井 貞	西条市船屋甲549

○愛媛県告示第685号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、新居浜市吉岡泉土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を平成28年 5 月25日認可した。

平成28年 6 月 3 日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

○愛媛県告示第686号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、新居浜市多喜浜土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を平成28年 5 月25日認可した。

平成28年 6 月 3 日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

○愛媛県告示第687号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、西条市小松町第五土地改良区から認可申請のあった新規土地改良事業（ほ場整備・徳重地区）の廃止を平成28年 5 月25日認可した。

平成28年 6 月 3 日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

○愛媛県告示第688号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市余戸土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 6 月 3 日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 岡 武 司	松山市余戸南六丁目 4 番21号
"	兼 久 芳 雄	松山市余戸東四丁目 7 番27号
"	高 田 幸 造	松山市余戸東一丁目12番 7 号
"	好 永 英 則	松山市余戸南四丁目 2 番23号
"	出 元 勇	松山市余戸南二丁目24番48号
"	玉 井 泰 廣	松山市余戸中四丁目 6 番20号
"	郷 田 眞 美	松山市余戸西一丁目 6 番14号
"	本 田 精 志	松山市余戸東三丁目 8 番30号
"	森 俊 一	松山市余戸中五丁目 1 番 3 号
"	森 賢 一 郎	松山市余戸中二丁目15番 8 号
"	五十崎 長	松山市余戸中三丁目 5 番27号
"	武 市 均	松山市余戸南四丁目 8 番 3 号
"	池 田 佳 憲	松山市余戸西五丁目 4 番 3 号

監 事	池 田 功	松山市余戸西五丁目 4 番28号
"	玉 井 敏 雄	松山市余戸中五丁目 1 番13号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 岡 武 司	松山市余戸南六丁目 4 番21号
"	兼 久 芳 雄	松山市余戸東四丁目 7 番27号
"	桑 原 尚 武	松山市余戸南一丁目15番13号
"	好 永 英 則	松山市余戸南四丁目 2 番23号
"	出 元 勇	松山市余戸南二丁目24番48号
"	菅 和 廣	松山市余戸東四丁目 4 番25号
"	早 瀬 健 治	松山市余戸南三丁目10番 6 号
"	本 田 精 志	松山市余戸東三丁目 8 番30号
"	森 俊 一	松山市余戸中五丁目 1 番 3 号
"	森 賢一郎	松山市余戸中二丁目15番 8 号
"	五十崎 長	松山市余戸中三丁目 5 番27号
"	兼 久 和 司	松山市余戸中四丁目 3 番35号
"	池 田 佳 憲	松山市余戸西五丁目 4 番 3 号
"	森 宗 洋	松山市余戸西一丁目 6 番12号
監 事	池 田 功	松山市余戸西五丁目 4 番28号
"	高 田 幸 造	松山市余戸東一丁目12番 7 号

○愛媛県告示第689号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市水泥町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 6 月 3 日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	重 松 完 治	松山市水泥町1109番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	土 居 正 之	松山市水泥町1181番地

○愛媛県告示第690号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松前町岡田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 6 月 3 日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	叶 田 健 一	伊予郡松前町大字大間484番地 1
"	伊賀上 典 久	伊予郡松前町大字大間216番地

"	渡 部 均	伊予郡松前町大字上高柳359番地
"	加 藤 孝 次	伊予郡松前町大字上高柳117番地
"	池 内 靖	伊予郡松前町大字恵久美117番地
"	喜 安 興	伊予郡松前町大字恵久美524番地
"	喜 安 長 徳	伊予郡松前町大字昌農内579番地
"	喜 安 光 男	伊予郡松前町大字昌農内576番地
"	有 光 大 岳	伊予郡松前町大字西高柳149番地
"	烏 谷 忠 夫	伊予郡松前町大字西高柳118番地
"	常 盤 尚 徳	伊予郡松前町大字西古泉23番地
"	福 島 清 繁	伊予郡松前町大字西古泉76番地
"	喜 安 眞 造	伊予郡松前町大字北川原70番地 1
"	大 川 泰 範	伊予郡松前町大字北川原357番地 2
"	木 村 博	伊予郡松前町大字北川原890番地 2
"	山 本 達 雄	伊予郡松前町大字北川原1550番地
監 事	大 政 一 夫	伊予郡松前町大字大間180番地
"	川 中 勲	伊予郡松前町大字西高柳350番地
"	重 松 美 明	伊予郡松前町大字西古泉137番地 4
"	山 本 又 雄	伊予郡松前町大字北川原1574番地 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	叶 田 健 一	伊予郡松前町大字大間484番地 1
"	大 政 憲 治	伊予郡松前町大字大間321番地
"	仙 波 俊 三	伊予郡松前町大字上高柳167番地
"	加 藤 孝 次	伊予郡松前町大字上高柳117番地
"	池 内 靖	伊予郡松前町大字恵久美117番地
"	池 内 征 之	伊予郡松前町大字恵久美106番地
"	喜 安 長 徳	伊予郡松前町大字昌農内579番地
"	喜 安 光 男	伊予郡松前町大字昌農内576番地
"	有 光 大 岳	伊予郡松前町大字西高柳149番地
"	烏 谷 忠 夫	伊予郡松前町大字西高柳118番地
"	常 盤 尚 徳	伊予郡松前町大字西古泉23番地
"	福 島 清 繁	伊予郡松前町大字西古泉76番地
"	喜 安 昇 平	伊予郡松前町大字北川原1057番地 1
"	大 川 泰 範	伊予郡松前町大字北川原357番地 2
"	木 村 博	伊予郡松前町大字北川原890番地 2
"	山 本 達 雄	伊予郡松前町大字北川原1550番地
監 事	大 西 良 造	伊予郡松前町大字上高柳276番地
"	池 内 賢 一	伊予郡松前町大字恵久美123番地
"	池 内 利 文	伊予郡松前町大字昌農内625番地
"	喜 安 眞 造	伊予郡松前町大字北川原70番地 1

○愛媛県告示第691号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、重信川菖蒲堰土地改良区連合から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 6 月 3 日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	和 田 隆 夫	東温市樋口833番地

"	加 藤 岑 生	東温市樋口229番地 1
"	丹生谷 悟	東温市西岡874番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	水 田 巳 義	東温市樋口837番地
"	藤 田 恒 太	東温市樋口298番地

○愛媛県告示第692号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市余戸土地改良区から次のとおり役員が住所を変更した旨の届出があった。

○愛媛県告示第694号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 6 月 3 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	佐田岬三崎線	西宇和郡伊方町正野1947番地先から 同町正野1942番2まで	平成28年 6 月 3 日

○愛媛県告示第695号

次のとおり落札者を決定した。

平成28年 6 月 3 日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
交通管制センター、サブセンター等設備保守業務の委託	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	平成28年 3 月29日	住友電工システムソリューション株式会社大阪支社 大阪支社長 松田 自弘 大阪府大阪市西区土佐堀二丁目2番4号	54,540,000円	一般競争入札	平成28年 2 月16日

公 告

○公 告

公文書の公開の実施状況

平成27年度の公開請求等に対する公文書の公開の実施状況の概要を次のとおり公表する。

平成28年 6 月 3 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 公文書の公開の請求等及び処理の状況

(単位：件)

区 分	請求等の件数	処 理 の 状 況			取 下 げ
		公 開	部分公開	非 公 開	
公開請求	1,496	875	393	190	38
公開申請	4	2	1	0	1

平成28年 6 月 3 日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

役員の種類	氏 名	住 所	
		変 更 前	変 更 後
理 事	森 賢一郎	松山市余戸中二丁目2番5号	松山市余戸中二丁目15番8号

○愛媛県告示第693号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市馬木町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成28年 6 月 3 日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

計	1,500	877	394	190	39
---	-------	-----	-----	-----	----

注1 公開請求とは、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号。以下「条例」という。）に基づく公開請求をいう。

2 公開申請とは、条例附則第3項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされている愛媛県情報公開要綱（平成5年10月愛媛県・愛媛県公営企業管理局・愛媛県教育委員会・愛媛県選挙管理委員会・愛媛県人事委員会・愛媛県監査委員・愛媛県地方労働委員会・愛媛県収用委員会・愛媛海区漁業調整委員会・愛媛県内水面漁場管理委員会告示第1255号。以下「要綱」という。）に基づく公開申請（要綱第2条第1項に規定する実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真であって、同条第2項に規定する決裁等が終了したもののうち、公立大学法人愛媛県立医療技術大学に引き継がれたものに係る公開申請を含む。）をいう。

2 公文書の公開の請求等の実施機関別内訳

(単位：件)

実 施 機 関	公開請求件数	公開申請件数
総 務 部	41	0
企 画 振 興 部	10	0

知事	県民環境部	75	0
	保健福祉部	226	0
	経済労働部	30	0
	農林水産部	134	3
	土木部	651	0
	えひめ国体推進局	1	0
	出納局	1	0
小計		1,169	3
議	会	15	
公営企業管理者		7	0
教育委員会		80	1
選挙管理委員会		16	0
人事委員会		1	0
監査委員会		0	0
公安委員会		0	
警察本部長		207	
労働委員会		1	0
収用委員会		0	0
海区漁業調整委員会		0	0
内水面漁場管理委員会		0	0
公立大学法人愛媛県立医療技術大学		0	0
愛媛県住宅供給公社		0	
愛媛県土地開発公社		0	
合計		1,496	4

3 公文書の公開の請求等の主な内容

(単位:件)

請求等の主な内容	公開請求件数	公開申請件数
工事設計書	497	0
懲戒処分等の職員の処分関係	192	0
名簿関係	166	0
公益法人等の決算書類	138	0
建築工事再資源化等届出書	94	0

4 公文書公開請求者等別の内訳

(単位:件)

公開請求者等の区分	公開請求件数	公開申請件数
県内に住所を有する者又は事務所若しくは事業所を有する個人及び法人その他団体	981	4
その他のもの	515	0

5 不服申立て等の状況

(1) 不服申立て

(単位:件)

不服申立て件数		処 理 の 状 況					取下げ
平成26年度からの繰越件数	平成27年度不服申立て件数	裁 決 又 は 決 定			審理中		
1	2	却下	棄却	一部認容		認容	
1	2	0	0	0	0	2	1

注 不服申立てとは、公文書の公開請求に対する決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てをいう。

(2) 不服申出

実績なし

○公 告

個人情報の開示等の実施状況

平成27年度の開示請求等に対する個人情報の開示等の実施状況の概要を次のとおり公表する。

平成28年 6月 3日

愛媛県知事 中村 時 広

1 個人情報取扱事務の登録件数

(単位:件)

実 施 機 関	年度末件数	
知事	総務部	75
	企画振興部	73
	県民環境部	183
	保健福祉部	485
	経済労働部	100
	農林水産部	197
	土木部	134
事	えひめ国体推進局	1
	出納局	10
小計		1,258
議	会	13
公営企業管理者		17
教育委員会		148
選挙管理委員会		20
人事委員会		4
監査委員会		5
公安委員会		6
警察本部長		166
労働委員会		4
収用委員会		11
海区漁業調整委員会		2
内水面漁場管理委員会		1
公立大学法人愛媛県立医療技術大学		23
合計		1,678

2 個人情報の開示請求の状況

(1) 書面による開示請求

(単位:件)

実 施 機 関	請求の件数	処 理 の 状 況			取下げ
		開 示	部分開示	非 開 示	
知 事	75	14	7	53	1
公営企業管理者	119	57	54	8	0
教育委員会	8	8	0	0	0
人事委員会	4	4	0	0	0
監査委員	1	0	0	1	0
警察本部長	66	1	51	14	0
合 計	273	84	112	76	1

注 他の実施機関については、実績なし。

(2) 口頭による開示請求

(単位:件)

実 施 機 関	請求の件数	
知事	総務部	32
	県民環境部	1
	保健福祉部	21
	経済労働部	1
小計		55
教 育 委 員 会		7,703
人 事 委 員 会		255
警 察 本 部 長		39
公立大学法人愛媛県立医療技術大学		82
合計		8,134

注1 「口頭による開示請求」とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について、口頭により開示請求できるものであり、請求があった場合は、原則開示するものである。

2 他の実施機関については、実績なし。

3 個人情報の訂正請求の状況

(単位：件)

実施機関	請求の件数	処理の状況			取下げ
		訂正	部分訂正	非訂正	
警察本部長	1	1	0	0	0
合計	1	1	0	0	0

4 個人情報の利用停止請求の状況

実績なし

5 不服申立ての状況

(単位：件)

区分	不服申立て件数		処理の状況				取下げ
	平成26年度からの繰越件数	平成27年度不服申立て件数	却下	棄却	一部認容	認容	
開示決定等に係るもの	1	0		1			
訂正決定等に係るもの	0	0					
利用停止決定等に係るもの	0	0					

○ 公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成28年 5 月27日あったので公表する。

平成28年 6 月 3 日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 平成28年度夏季一時金その他に関する事項
- 2 日時 平成28年 6 月 7 日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
一般財団法人 創精会	松山市美沢 1 - 10 - 38
医療法人 敬愛会久米病院	松山市南久米723
医療法人 北辰会西条市民病院	西条市小松町妙口甲1521
一般財団法人 新居浜精神衛生研究所 財団新居浜病院	新居浜市松原町13 - 47
医療法人 十全会十全第二病院	新居浜市角野新田町 1 - 1 - 28
八幡浜医師会立双岩病院	八幡浜市若山 4 番耕地163

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

○ 公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年 6 月 3 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量  
漁業取締船「せとかぜ」の中間検査に係る機関修繕用務 一

式

- (2) 事業の内容等  
入札説明書、設計書及び仕様書等による。
- (3) 予定工期  
平成28年 7 月21日から 8 月23日まで
- (4) 事業の履行場所  
入札説明書による。
- (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 %に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成26年度から平成28年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

なお、上記資格を有しない者が、本件入札に参加を希望するときは、資格審査を求める申請書類を 3 (5)に掲げる場所に提出し、開札日までに、上記資格を得ること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請日から開札日までの間、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (3) M T U社製ディーゼルエンジンサービスディーラー権を有する者であり、なおかつ、M T U社の研修を終了した技術者を配置できること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
愛媛県農林水産部水産局水産課漁業取締係  
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2  
電話番号 089 941 2111（代表） 089 912 2622（直通）
- (2) 入札書の受領期限  
開札の日時に開札の場所へ持参して提出し、又は平成28年 7 月14日（木）正午までに(1)に掲げる場所に郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ）により提出すること。
- (3) 入札説明書の交付方法  
入札説明書は、公告日から同年 7 月 8 日（金）までの間に、インターネットの愛媛県公式ホームページ（入札情報内の本件記事）から入手すること。  
ただし、これにより難い者は、次により直接交付する。  
ア 交付期間及び交付時間  
公告日から同年 7 月 8 日（金）までの日（土、日曜を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。  
イ 交付場所  
(1)に同じ。
- (4) 開札の日時及び場所  
平成28年 7 月14日（木）午後 2 時  
愛媛県庁第一別館 8 階農林水産部会議室



- (5) 資格審査に関する照会先及び申請書の提出先  
愛媛県出納局会計課用品調達係  
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話番号 089 941 2111 (代表) 089 912 2770 (直通)

## 4 その他

- (1) WTO協定の適用  
本公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、政府調達に関する協定を改正する議定書（平成26年条約第4号）によって改正された同協定及びその他の国際約束の適用を受ける。
- (2) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (3) 入札保証金  
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (4) 入札者に要求される事項  
本件入札に参加を希望する者は、事前に、入札参加資格確認申請書を、次の事項のとおり提出すること。  
なお、当該申請書の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- ア 受領期限  
平成28年7月8日（金）午後5時までに、3(1)に掲げる場所に持参又は郵送等により提出すること。
- イ 郵送等による取扱い  
郵送等により提出する場合は、平成28年7月8日（金）午後5時までに、3(1)に掲げる場所に必着のこと。
- (5) 入札の無効  
2に掲げる資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、入札説明書に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否  
要
- (7) 落札者の決定方法  
この公告に示した事業を実施できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (8) その他  
詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:  
Intermediate inspection and repair of fisheries patrol vessel Setokaze (engine) 1 set
- (2) Time limit for submission of document for qualification confirmation: 5:00 p.m., 8 July 2016
- (3) Time limit of tender: 2:00 p.m., 14 July 2016  
(Time limit of tender by registered mail: 0:00 p.m., 14 July 2016)
- (4) For further information, please contact: Fishing Surveillance Section, Fisheries Promotion Division, Fisheries Subdepartment, Agriculture Forestry and Fisheries Department, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan

Tel: 089 912 2622

## ○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年6月3日

愛媛県知事 中村時広

## 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
指紋情報管理システム一式の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量  
指紋情報管理システム一式（ハードウェア一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、配線、調整等一式）
- (3) 借入物品の内容等  
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間  
平成29年1月1日から平成34年12月31日まで
- (5) 借入場所  
入札説明書及び仕様書による。
- (6) 入札方法  
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。  
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- 知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成26・27・28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、本件調達の仕様の策定に直接関与していない者であること。
- (5) 開札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
愛媛県警察本部警務部会計課調度第二係  
〒790 8573  
愛媛県松山市南堀端町2番地2  
電話 (089)934 0110
- (2) 入札書の受領期限  
平成28年7月22日（金）午後1時30分
- (3) 入札説明書の交付方法  
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所

平成28年 7 月22日（金）午後 1 時30分

愛媛県警察本部 2 階 第一会議室

#### 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

#### ア 受領期限

公告の日から平成28年 7 月11日（月）午後 5 時15分まで。

- (4) 入札の無効  
2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否  
要
- (6) 落札者の決定方法  
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他  
詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Fingerprint information management system , 1 set
- (2) Time limit of tender: 1:30 p.m. , 22 July 2016
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Finance Division , Administration Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan  
TEL 089 934 0110